

令和 7 年10月27日

運転免許試験場

運転免許試験場における外国免許切替審査手続きの変更点について

1 変更時期

令和 7 年10月 1 日（水）から

2 変更内容

(1) 外国籍の方の「住所確認の厳格化」

外国籍の方の住所確認が厳格化され、住民基本台帳法の適用を受けない外国籍の方は、外交官や領事館職員などを除き、免許の取得ができなくなります。

(2) 外国籍の方が提出する住民票の写しの内容変更

外国籍の方は、マイナ免許証を所持している方を除いて、住民基本台帳法第30条の45の規定により、外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項【国籍、在留資格、在留期限、在留期限の満期日（在留期限が経過していないこと）、在留カード又は特別永住者証明書の番号、同法30条45に規定する区分（中長期在留者、一時庇護許可者等の区分）】が記載された住民票の写しの提出が必要となります。

(3) 知識確認の問題数等の変更

知識確認の問題数が現在の10問から50問に変更されるとともに、合格基準が現在の70%以上から90%以上に引き上げられます。

(4) 知識確認の実施日時等の変更

知識確認が一日 2 回の実施から一日 1 回、午後 1 時30分からの実施のみとなり、トルコ語の知識確認がなくなります。

また、下記の表のとおり、曜日毎に受験可能な言語の指定がされます。

令和 7 年10月27日から毎週火曜日にウルドゥー語、シンハラ語、インドネシア語が追加されました。（再受験者は一定期間受験できない場合があります。）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
英語	英語	英語	英語	英語
ベトナム語	ポルトガル語	ベトナム語	ポルトガル語	中国語
	スペイン語	中国語	スペイン語	ウルドゥー語
	ロシア語	モンゴル語	アラビア語	クメール語
	ウルドゥー語		インドネシア語	シンハラ語
	シンハラ語		ウクライナ語	タガログ語
	インドネシア語		韓国語	ヒンディー語
			タイ語	ペルシャ語
			ネパール語	ミャンマー語

(5) すでに外国免許切替申請中の方

令和7年10月1日以降に実技確認・知識確認を再受験される方、及び新たに外国免許切替申請をされる方は、新制度の知識確認（50問）に合格する必要があります。

但し、令和7年9月30日以前に10問の知識確認に合格し、令和7年10月1日以降に一回目の実技確認（新制度）を受ける方は、新制度の知識確認（50問）を受けることなく、一回に限り実技確認（新制度）を受けることができます。

(6) 知識確認の再受験が必要な方の受験方法

【受付時間・場所】

令和7年10月1日以降の

月曜日～金曜日（平日のみ）午前10時00分から午前11時45分まで

⑩番窓口再受験専用受付

上記受験可能言語の該当曜日に受付をされることをお勧めします。

【必要書類等】

受験票、外国運転免許証、在留カード、運転免許証（取得してる方）

住民票（個人番号以外すべての項目が印字されたもの）、眼鏡等、

写真（6ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cm、無帽・正面・上三分身・無背景のもの）

【新知識確認実施の手順】

⑩番窓口再受験専用受付⇒⇒2階⑪番視力検査⇒⇒4階試験室
（受付）（適性試験）（知識確認）